

日本国憲法についての思いと私の提案

中村嘉孝

- (1) 現実が日本国憲法に挑戦してきた
- (2) 憲法改正論議とその可能性
- (3) 国民から隔離された国民のための憲法
- (4) 国会議員全員による憲法96条の発議を提案する
- (5) 国民投票の結果と影響について
- (6) 私の選択「明日への夢？」

(1) 現実が日本国憲法に挑戦してきた

2015年11月3日の朝日新聞の「オピニオン&フォーラム」欄は、日本国民と日本国憲法の関係についての論議が一つの焦点になっていた。

「国民参加で新憲法の制定を」(一瀬政次)の要旨は、“自衛隊は世界屈指の「軍隊」になっている。羊頭狗肉の憲法9条を有する現憲法は博物館入りさせ、国民参加で新しい憲法を制定すべし”とし、「国民投票こそ民意反映の制度」(渡辺真明)の要旨は、“そもそも今の憲法でいいかどうか、国民は問われたことがない。国民不在のまま歳月が流れた。「民主主義の軽視」だ”というもの。

いずれも、現憲法の問題点を的確に突いている。1946年11月3日に公布された日本国憲法は、明治憲法の基礎を180度転換させ、天皇ではなく国民が主権者であることを明確に規定した。第9条では戦争の放棄を取り決めた。

当時、これらの規定は、戦前のレジームや考え方に慣れてきた日本国民にとって、大きな衝撃となった。当時小学生であった私は、新鮮な驚きと感激を覚えたことを記憶している。戦前のレジームに従って生きてきた大人たちにとっては、複雑な気持ちを持った人々も少なくなかったかもしれない。

日本国はこの憲法のもとで、経済復興→経済成長に専心することができ、日本国民の生活水準と福祉の向上を実現してきた。

けれども、周知のように、過去70年間の歴史は、この日本国憲法の精神に挑戦するような多くの事実の積み重ねであったことも否めない。

日本国憲法を押し進めてきたGHQは、1950年の朝鮮戦争勃発後、ポツダム政令により陸上自衛隊の前身警察予備隊を発足させ、その後旧海軍の残存部隊による海上警備隊とともに、1954年7月1日、陸海空の自衛隊が組織された。

最近の資料によると、GHQは明治憲法改正を働きかける動きと並行して、戦後生き残った大本営参謀たちを活用し、治安維持や対共産主義国にたいする

諜報活動さらには日本再軍備の模索に協力させていた。（「大本営参謀たちは戦後何と戦ったのか」（有馬哲夫 新潮社）

1951年9月に締結されたサンフランシスコ平和条約と同時に成立した旧日米安全保障条約は1960年に新安保条約として改訂され現在にいたっている。

1957年の砂川事件では、第1審の伊達判決で「日米安保は違憲」とされた。1969年の長沼ナイキ事件では、第一審判決で「自衛隊は違憲」とされた。しかし、これらの地裁判決は最終的に「統治行為論」をベースに法的判断から隔離された。

日本政府は、憲法第9条は自衛権の存在を前提としているとして、自衛隊の存在を正当化し、多くの憲法学者の反対を無視して集団的自衛権も法制化した。

以上の事柄は、私がわざわざ改めて叙述するまでもない衆知の内容である。

これを「日本国憲法の理念が踏みにじられてきた」と判断するのは、多くの心ある日本国民の偽らざる気持ちである。

私もこれまでそう考えてきた。

2015年の集団的自衛権論議についても、過去70年の違憲的政策の継続としてみると、今更国会で違憲論議をする虚しさをも感じた。

日本国憲法は、成立以来、数々の現実でその理念に対する挑戦を受け、踏みにじられてきた。

（2）憲法改正論議とその可能性

2015年になって、国会での憲法改正論議が盛んになっている。

戦後、「これからの日本は国民の皆さんが主人ですよ。主権在民、基本的人権の尊重、自由、民主主義さらには戦争放棄で新しい国づくりをしてください」という、国民にとって大歓迎すべき新しい基本法の成立であった。

しかし、手続き的には日本国憲法は明治憲法第73条によって改正され成立した欽定憲法であった。

このため新憲法は成立当初から、占領軍に押し付けられた憲法というトラウマを多くの日本人に与えた。それにしても、明治憲法に比べるとなんと国民のためを思う憲法だと実感する。

だから日本国民は過去70年間この憲法に手をつけることなく、現実が憲法のまわりをまるで富士山を覆う雲のように回ってきた。

直接的な表現では、憲法改正を期待する政党は、時期を窺いながら、憲法改正の機会を狙っている。

しかし、なかなか実現できない。

理由は簡単。憲法改正のための手続きのハードルが高いからだ。

憲法第96条の憲法改正の手続きは、衆参両議院の総議員の三分の二以上の

賛成で国会が発議し、国民投票で過半数の賛成で初めて改正が可能となる。

しかし、実際にこれまでの国会でこのような条件が成立した過去はなかった。

2015年11月末現在の国会の内容は以下の通り。

衆議院	定数	475	(三分の二	317)		
与党	自民党	290	公明党	35	計	320
野党	民主党・無所属クラブ	72	維新の党	40		
	日本共産党	21	その他	計	155	
参議院	定数	242	(三分の二	162)		
与党	自民党	114	公明党	20	計	134
野党	民主党・新緑風党	58	維新の党	11		
	日本共産党	11	他	計	108	

一応、与党は改正賛成派、野党は現憲法堅持派とすると、衆議院では三分の二以上が与党であるが、参議院の与党は三分の二に28名足りない。

さらには、与党を構成する公明党が憲法改正派であるかどうか、必ずしも明確ではない。野党の間でも、現憲法堅持派と改憲派が存在するようだ。

そうすると、日本の国会で憲法96条で憲法改正の発議を行うことはきわめて困難な状況にある。

そのため憲法改正論議が盛んになるけれども、現実には、国会で決議することは不可能に近い。

今後、国会やメディアで憲法改正論議が益々活発になっていくであろうと思われる趨勢の中で、現状憲法改正は当然ありえないとの見方が多数であると思われる。

安倍内閣は、やむを得ず、現憲法の範囲内で許容されるとして、集団的自衛権容認に踏み切った。

(3) 国民から隔離された国民のための憲法

冒頭に記載した朝日新聞の投書にみるように、“そもそも今の憲法でいいかどうか、国民は問われたことがない。”のも事実だ。

憲法制定の手続きは国によって異なる。決まった公式は存在しない。新しい憲法の制定や改正に、最終的な手続きとして、国民投票が実施される国と議会中心に決める国とがあるようだ。それゆえ、日本国憲法の改正手続きも国際的な基準の範囲内であることから、現憲法の改正手続きを問題点として論議することはほとんどなかったようだ。

しかし、日本の場合、これがトラウマになっている。

GHQから押し付けられた憲法だという気持ちが国民の中に厳然として存在している。GHQのアドバイスを受けて出来上がった憲法草案を、昭和天皇が

了承し、帝国議会でほぼ満場一致の賛成で決議され、公布された。大多数の日本国民はこれを受け入れ歓迎した、ということになった。

しかし、その時点でこの憲法草案を国民投票にかけるという手続きは行われなかった。明治憲法第73条は、改正案は勅命で帝国議会の議に付し(第1項)、貴族院、衆議院各議員各々3分の2以上の出席の場で出席議員の3分の2の賛成で成立(第2項)するとあり、それがファイナルであった。

主権在民を謳った新憲法に国民による目に見える合意は必要とされなかった。ここに、国民と新憲法との間の微妙な、不安定な関係が発生した。

主権在民、基本的人権の尊重、民主主義、自由、戦争の放棄などの新憲法の基本的条項に異議を差し挟む日本国民はごく少数であったであろう。

けれども、国民投票の手続きがなかったため、新憲法の問題は国民的ムードの中で受け入れられ、あるいは、成立過程に対するトラウマを残したまま、現在に至っている。

もし国民投票が法的に可能であって、国民投票が実施されたとしたらどうであったろうか?おそらく過半数の国民の賛成が得られたであろう。そうであったら、成立過程の経緯はともあれ、大多数の国民が追認したという事実が残し、新憲法の運命は違っていたに違いない。成立過程のトラウマは、大多数の国民の合意という大義名分の背後に隠れ、かなりの膿をもったまま地中深く埋もれる状態になっていたであろう。

国民投票がなかったため、国民のための憲法が過去70年間、国民から半ば隔離されたまま存在し続けた。歴史上のパラドックスの一つであろう。

形の上では、憲法に基づいて国民が選ぶ衆参両議院の国会議員たちが、国民を代表して政治をおこなっているのであるから、現憲法は過去70年間、有効に機能していたと言えるかもしれない。国民投票がなかったとしても、70年間この憲法を改訂することなく維持し続けてきた。そのこと自体が、事実上大多数の国民の承認を意味するという言い方も可能であるかもしれない。

けれども、この判断もあくまで推測の域をでない。一人一人の国民の意思を確認したわけではないからである。

“そもそも今の憲法でいいかどうか、国民は問われたことがない。”という気持ちを持つ国民の存在を否定できる論拠になりえないのである。

(4) 国会議員全員による憲法96条の発議を提案する

そこで、憲法護持派、改正派の双方が協同して現憲法の是非を問う方策はないであろうか?

第96条(憲法改正の手続き)の表現に即した手続きをするのであれば、現在の憲法護持派が96条を援用するのは奇妙であるとの印象を免れないが、現憲法護持派としても、この憲法が発布された1946年(昭和21年)の手續

きが本来であれば国民投票を要する内容であったのに、法制上これが不可能であったことを理由として、改めて、70年近く経過した現在において、主人公である日本国民の総意を確認しようではないか、との提案は大方の納得できることではなかろうか？

与党である自民党は、平成24年4月27日に公表した「日本国憲法改正草案」をベースに改正案を提案すればよい。

その他の政党は各政党なりの提案をすることになるだろうが、最終的に国会として、国民の意思を問うためには、二本の案を提示するのが好ましい。

たとえば、現憲法再確認の提案と自民党の改正草案を対峙するのはわかりやすい。政治家の現憲法に対する思いは、細部を検討すれば様々なコメントが飛び交うと思われるが、三分の二以上の国会議員が、最終的に上記二案に合意し、憲法への国民の意思確認のために国民投票を発議することが望ましい。

私のこの提案は1人の日本国民のツイートに過ぎない。国会議員諸氏に受け入れられるかどうかわからない。いくつかの問題点もある。

第一に党利党略や党を囲む周辺事態を優先するこれまでの政治家たちの思考を変更することが要求される。現憲法護持の立場、現憲法改正の立場を明確にしなければならない。

このような問題提起が本当に国民にとって必要であるとの認識が必要である。

自民党の立場は改憲草案を発表しているから明確であるが、その他の政党は独自の改正案を発表していないので、護憲派か自民党の改正草案賛成派かに立場を決め、96条での発議に賛成しなければならない。

第二に、国民の過半数が現憲法堅持をえらんだ場合、これまでなし崩しに現憲法の規定を拡大解釈し具体化した諸制度をどう扱うかの問題がある。

最も明確な主張は、現憲法の条項を厳密に履行することである。

自衛隊を解体し、日米安保条約を終了させる。

国会の発議にこのことを盛り込む。

「現憲法を護持することに賛成の方は、自衛隊を解体し、日米安保条約を終了することにも賛成する立場を表明することになります」と明記する。

これが国民の意思決定にとって一番わかりやすい。

(5) 国民投票の結果と影響について

もし、現憲法護持が国民の過半数の賛成を得た場合、過去70年の現実を、振り出しに戻して、自衛隊の解体、日米安保の解消を実現しなければならない。

このためには、国民が現憲法護持を主張した政党を国会の多数党に選出し、現憲法に従って、関連法案を改訂させなければならない。

もし、自民党の改正案が国民の過半数の賛成を得た場合、現状の変更はほとんど必要ない。過去70年の日本の歴史の現実とイコールになるからである。

(6) 私の選択「明日への夢？」

武蔵野市にある都立井の頭公園の近くに、彫刻家北村西望が石に刻んだ言葉がある。「明日への夢、北村西望百弐歳」とある。

長崎の原爆資料館の前庭の長崎平和記念像の作者でもある。

戦後、日本国憲法は平和憲法として、世界的に高い評価を得た。

国連憲章、不戦条約などに盛り込まれた平和への願い、不戦の誓い、人権の尊重、などが一国の憲法に盛り込まれ、それが70年間守り続けられてきたことを、世界中のこころある人々が称賛してきた。

これらの人類の理想を日本国が手本として示し、世界中に広がっていくことが本当は望ましい。明日への希望である。

けれども、私はそれを提唱するには、高齢になりすぎた。

偽りの気持ちを表明するわけにはいかない。

若い世代の日本人たちに、日本国憲法の理想を実現する方向に進んでほしい、と提案する勇気がない。

国際社会の厳しい現実を見るにつけ、無防備の日本国の危うさを思わないわけにはいかない。

やはり最小限の防衛力は必要であると考えます。

国際社会が無防備となった日本国をいざとなったら助けに来てくれる国がある、国際組織がると思うのは、幻想にちかいだろう。

どの国も自国の平和と安全に国力を注いでいる。

万が一、某国が無防備の日本国を攻撃してくるとしたら、国際社会は救うことができず、救うこともしないであろう。自国の安全は自国で守るほかない。

その意味では、日米安全保障条約も同じ目線でみるほかない。

この条約があっても、アメリカが日本を守ってくれる保証は期待できないと思うべきである。日米安保は日本国が必要としているから存在し続けてきた、と考えるほうが自然である。

日米安保のあり方については、憲法問題とは別に、日本国民として必要かどうか再検討する必要がある。

このような自分の考えから、私は自民党の憲法改正案に目を通して見た。

現憲法との対比が示されているので、どこをどう変える提案であるのか、わかりやすい。

全文から最後の補足（改正案では「附則」）まで、表現の変更も含めるとかなりの部分に変更が提案されている。

その中で、注目されるポイントは、当然第二章第九条である。

現憲法と改正案の条文を対比すると次のようになる。

<現憲法>

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

<改正案>

第二章 安全保障

(平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

(領土等の保全等)

第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

もう一つの大きな改正点は、現憲法第96条(改正)→第100条(改正)である。総議員の過半数の賛成での発議に改訂するとしている。

その他、前文の改訂など多くの箇所では表現の変更を含め、変更箇所があり、

かなりの論議を呼ぶことなろうが、現行憲法との対比や自民党としての説明もありわかりやすい。

(7) 国民全体が憲法を勉強する機会

日本国憲法の解説書の売れ行きがよいと言われる。

国会での違憲論議などが報道され、多くの国民の関心を呼んでいる。

現行憲法再確認か改訂かの国民投票の発議は、これまで存在してきた目に見えない壁を取り外し、憲法を名実ともに日本国民のための憲法とするよい機会であると考えられる。

現行憲法護持か、自民党の改正案に賛成かを、国民一人一人が意思表示のために勉強し、意思決定する。

自分の考えを国民投票で表明しなければならないから、皆真剣に勉強することになる。

どちらが選ばれるにせよ、その結果は国民の意思として尊重される。

以上(2015・12・1)